『琴歌譜』 一二番歌・所伝部考

一、はじめに

まだ先行研究も少なく、一般的な認知度も決して高いとは言えな に以下の諸説が行われているものの、確定は難しい。 紀後半の書写であることがわかる。原本の成立時期については主 み)

は奥書に「天元四年」(九八一年)とあることから、一○世 い。発見された写本(現在までに発見されている写本は一本の を迎えるが、『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』に比べればまだ 『琴歌譜』は、その発見から今年(二〇二四年)で満一〇〇年

- 立 論^[] 平安朝初期頃説……神野富一「琴歌譜の『原テキスト』成
- 『琴歌譜』」 弘仁初年説… ・土橋寛「陽明文庫所蔵古歌謡集の解説
- 3、弘仁年間(八一○~八二四)頃説……植山茂 京洛音楽文化の歴史展―」図録 「都の音色―

藤 原 享 和

5、寬平年代(八八九~八九七、宇多代)下限説……賀古明 八六五年下限説……西宮一民「琴歌譜に於ける二、三の問

「琴歌譜の大歌」

ては、この発見は夢にはあらずやとたどらるゝばかりの喜ばしさ である。多年上代及中世の歌謡に就いて研究してをる自分にとつ が、この書の発見によつて、新たにわが歌謡史の上に加はつたの 即ち、紀記万葉等に収められてある以外に、上代の歌謡十数首 未だかつて世に知られなかつた上代の歌謡十数首を含んでをる。 に秘蔵せられ、随つて、学者の耳目に触れざりし文献で、巻中、 に紹介したことがあつたが、この琴歌譜は、同じく数百年来筐底 年前、東京なる近衛家に於いて、万葉集目録を発見し、そを学界 から論及されることが多い。これは、発見者である佐佐木信綱がから論及されることが多い。これは、発見者である佐佐木信綱が 文学の研究者から顧みられることは少なく、上代歌謡研究の立場 新たに知られたる上代の歌謡に就いて」において「自分は、数 いずれの説を取るにしても成立は平安時代前期であるが、中古

しかし、『琴歌譜』に記載されているのは歌のみではない。「茲れる歌の記載があることが主たる理由であろう。であつた。」と書いているように、『琴歌譜』に上代の成立とみら

に記載されているのは歌のみではない。 「学歌譜」に記載されているのは歌のみではない。 「三確に言うと「平安時代前期の大歌所が管掌していた歌謡と所では「上代の歌謡十数首」だけではなく、「上代の歌謡と所伝」、 「本語」の発見によって「新たにわが歌謡史の上に加はつた」 のは「上代の歌謡十数首」だけではなく、「上代の歌謡と所伝」、 のは「上代の歌謡十数首」だけではなく、「上代の歌謡と所伝」、 のは「上代の歌語十数首」だけではなく、「上代の歌謡と所伝」、 本は、 歌にはその歌の所伝というべき散文部が附されている。は歌のみではない。」

茲

による。以下同じ)または「縁記」と呼んできた。しかし、『琴なお、従来、多くの研究者はその部分を「縁起」(傍線は藤原

をもたない歌については、当該歌の冒頭部のみ掲げた([] 内に見えるが、一番歌に付随する二種類の散文部と一九、二〇番歌に見えるが、一番歌に付随する二種類の散文部と一九、二〇番歌に付随することとした。今後はこの呼称が術語として定着して欲と呼称することとした。今後はこの呼称が術語として定着して欲と呼称することとした。今後はこの呼称が術語として定着して欲と呼称することとした。今後はこの呼称が術語として定着して欲と呼称することとした。今後はこの呼称が術語として完着して欲と呼称することとした。今後はこの呼称が術語として完着して欲の歌に付随するが、一番歌に付随する二種類の散文部と一九、二〇番歌に見えるが、「縁記」は『琴歌譜』の中に「縁起」という語は見えない。「縁記」は『琴歌譜』の中に「縁起」という語は見えない。「縁記」は『琴歌譜』の中に「縁起」という語は見えない。「縁記」は『琴歌譜』の中に「縁起」という語は見えない。「縁記」は『琴歌譜』の中に「縁起」という語を明いる語をあるが、一番歌に見るが、出ている語を表している。

『琴歌譜』歌・所伝部一覧表

内は割注、傍線は藤原による、グレー部は『日本書紀』 「古事記」 に同一歌のあるもの、所伝部を持たない歌の歌詞は冒頭部のみ掲げた。

は訓読))。

-	歌番号	
茲 都 歌	歌曲名	
原文 にかもよらむ かみのみやひと がいるように つくやたまかき つあます みもろに つくやたまかき つあます かもろに からい かみのみやひと	歌詞	
原文 「東文 「東文 「東文 「東文 「東文 「東文 「東京 「東京	所伝部①	
原文一說云弥麻貴入日子天皇々子卷向玉城一說云弥麻貴入日子伊佐知天皇与妹豊作歌者此緣記似正説	所伝部②	
	所伝部③	
	[日本書紀]	同一歌(
九 四	[古事記]	(歌番号)

<u> </u>	九	八	七	六	<i>I</i> i.	四	Ξ	=	
阿夫斯弖振	庭立振	継根扶理	天人扶理	伊勢神歌	短埴安扶理	高橋扶理	片降	歌 返	
阿布之弖[あふして]	尓波尓多都[にはにたつ]	川支祢布 [つきねふ]	阿米比止乃 [あめひとの]	佐者可流 [さはかる]	乎止米止毛 [をとめとも]	美知乃倍乃 [みちのへの]	由布之天乃 [ゆふしての]	原文 こ百尓伊己之毛知支天安佐川万乃美為己百尓伊己之毛知支天安佐川万乃美為己百尓伊己之毛知支天安佐川万乃美為乃夫、 の字へ尓字恵川也安波知乃美波良乃之乃 から、「おっしの」 しまくにの、あはちのみはらのしの となこじに、いこしもちきて、あさつさねこじに、いこしもちきて、あさつるねこじに、いこしもちきて、あさつまの、みすのうへに、うゑつや、あはちのみはらのしの	
								原文 「原文 「原文 「原文 「原文 「原文 「原文 「原文	家甚麗しかりき。天皇其の童女に問ひたまひしく、「汝は誰が子ぞ」と。答へ白ししく、「己が名しく、「汝は共に嫁はざれ。今召してむ」と。故、其の女、天皇の命を仰ぎ待ちて、既に八十歳を讃き。天皇に先の事を忘れつ。徒に盛りの年を過ぎ。天皇では、五の大の道な。所に赤猪子と明ふ」と。故、其の大御歌に答へて此の歌を詠むといへり。此の大御歌に答へて此の歌を詠むといへり。此の縁記と歌異なる也。
								原文 一説に云はく、皇后息長帯日女越那羅山望見葛 一説に云はく、皇后息長帯日女那羅山 を越え葛城を見たまひて作りたまへる	訓読文 ・ 一説に云はく、弥麻貴入日子天皇の皇子、巻向の玉城宮に天の下治らしめし 日女命、大神の見望呂山に登りまして 神前を拝み祭りて作る歌といへり。此 縁記正説に似たり。
								と時の大学では、 と時の人ののして、 と時の人ののして、 といっ人のひしの。 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
									九 四

_			Г		
<u>一</u> 五	<u></u> 四	Ē	=======================================	(歌番号	1 1
長埴安扶理	片降	宇吉歌	余美歌	大直備歌	山口扶理
可波可美乃 [かはかみの]	阿良多之支 [あらたしき]	原文 美奈在首久於美能遠等米保陁理刀利可 多久刀礼 人民大利刀良左袮茲多何太久夜可多久刀 社保太利刀良須古 訓読文 いかたくとれ いかたくとれ にだりと いかたくとれ にだりとらすこ	原文 「原文 「本良美豆夜万止乃久尓波可无可良可阿 「本良美豆夜万止乃久尓波可伎豆之万也万止 「利可保之支久尓波阿伎豆之万也万止 「神」のでまとのくには かむからか ありかほしき るりかほしきくには あきかほしき くにからか すみいほしき ありかほしき ありかほしき ありかほしき ありかほしき ありかほしき ありかほしきくには あきのしまやまと	(与片降同歌唯音節別耳)	夜万久知[やまくち]
		原文 主事記云大長谷若建命坐朝倉之宮治天下之時長谷 古事記云大長谷若建命坐朝倉之宮治天下之時長谷 古事記云大長谷若建命坐朝倉之宮治天下之時長谷 古事記に云はく、大長谷若建命、朝倉の宮に坐し 古事記に云はく、大長谷若建命、朝倉の宮に坐し 古事記に云はく、大長谷若建命、朝倉の宮に坐し 古事記に云はく、大長谷若建命、朝倉の宮に坐し 古事記に云はく、大長谷若建命、朝倉の宮に坐し 古事記に云はく、大長谷古建命、朝倉の宮に坐し 古事記に云はく、大長谷古建命、朝倉の宮に坐し 古事記に云はく、大長谷古建命、朝倉の宮に坐し 古事記に云はく、大長谷古建命、朝倉の宮に坐し 古事記の表にひき。	万止 類別 表向日代宮 御宇大帯日天皇久御坐於日向国脈辺 支河 寒之処懐倭国之宮斯乃述眷恋之情作懐旧之歌 がら 器に御坐して、辺夷の処を厭ひ倭の国を懐ほした すみ まひ、斯に乃ち眷恋の情を述べ懐旧の歌を作りたあき まふ。		
		原文 「送」 天皇帝 一 云大長谷天皇未即位間初欲殺兄坂合部黒日子皇子与甥目弱王此時二王子遊部黒日子皇子与甥目弱王此時二王子遊師天皇妃也見其父被殺而即哀傷作歌者訓読文 「送」 天皇遺使乞臣固争不出二王子与大臣並可殺此時大臣女子韓日坂建云即天皇社が高市。初め兄坂合部黒日子と大臣が大臣の家に到りて匿りたまひき。大皇使ひを遺はして乞ひたまひしかども臣固く争ひて出し奉らざりたまひき。大皇使ひを遺はして乞ひたまひしかども臣固く争ひて出し奉らざりき。二王子と大臣並て殺す可しと。此の時大臣の女子韓日坂、注に云はく、即ち天と、大臣が大臣がて殺す可しと。此の時大臣の妃也、其の父の殺さるるを見て即ち哀傷みて作る歌てへり。			
		- 0 =			

- <u>-</u> 0	— 九	一八	_ 七	— 六
道 (4) (2) (2)	- 西 怪 炎 二			阿遊 施 扶 理
原文 斯乃美支乎可美介无比止波曽乃川々美 宇須尔太天宇太北川々可美介礼可毛之 未比川々可美介礼可毛之己乃美支乃安 未比川々可美介礼可毛之 地尓宇太々乃之佐々 訓読文 このみきを かみけむひとは そのつ つみ うすにたて うたひつつ かみ けれかも しまひつつ かみけれかも し このみきの あやにうたたのし さささ	原文 原文 原文 となみかみの とよほきもとほし かむほきくるほし まつりこしみきそあざすをせ ささ	阿佐可利尓 [あさかりに]	伊須乃可美 [いすのかみ]	原文 多可波之乃美可為乃須美豆阿良万久乎 須久尓於枝弖伊弖末久乎須久尓於枝天 奈尓可許々尓伊天々乎留須美豆 訓読文 訓読文 いたがはしの みかゐのすみづ あらま くを すくにおきて いてまくを す くにおきて なにかなかここに いて てをる すみづ
原文 酒坐歌二縁記 酒坐歌二縁記 本記に云はく磐余稚桜宮 御宇しし息長足目畔原文 古のみきを かみけむひとは そのつ いみ うすにたて うたひつつ かみけれかも しまひつつ からけれかも しまひつつ からけれかも しまひつつ かられかも しまひつつ かられかも しまから しまから しまから かられから しまから しまから しまから しまから しまから しまから しまから しま	訓読文 訓読文 訓読文 訓読文 訓読文 訓読文 訓読文 訓読文			大帝日子天皇々后尾張国卒任忽焉臨産以使者奏天大帝日子天皇の皇后、尾張国にて孕任みまし、忽馬的にして遊むに臨み使者を決し、忽馬的にして遊むに臨み使者を以て奏す。天皇即時遺使者召上到春日六杭、原表記「杭」」 といたのである。 天皇即時遺使者と遺はし召し上げたまふに、春日の穴杭の邑に王子(稚帯日子太皇)を所生みたまふ。 天皇原文
	≣			
= ¤ O	三			

=	
茲良宜歌	
原文 「京大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	
原文 「一説云布預世)志多止比尓和可止布 之歌与此歌光合古記任至許曾己曾之句古記不重耳回志比支乃夜万多平豆久利夜万多可良 立木梨軽皇子為太子也好同「原表記目本記」四志於文布可奈久豆万(一説云 古歌抄正和之西 軽大娘皇女乃悒懐少息仍歌者今案古事記云日本記「西武立多奈支尓和可奈久豆万(一説云 古歌抄出述朝望万稚子宿祢天皇与衣通日女[原豆万志多奈支尓和可奈久豆万(一説云 古歌步此歌光合古記任至許曾己曾之句古記不重耳豆万志多奈支尓和可奈久豆万)許曾許曾伊 表記「旻」王寝時作歌者)若小夜須久波多布例 表記「旻」王寝時作歌者) おきに かまた やまたかみ)し 稚子宿祢天皇の代に、木梨軽皇子を立てて太子としたとひに わかなくつま したる かた 云ふを案ふるに、日本記の歌と此の歌尤も古記にに わかなくつま したこと かた こそこそい 合ふ。但し許曾己曾の句に至りては、古記に重ねなきに わかなくつま)こそこそい 云ふを案ふるに、日本記の歌と此の歌尤も古記にに わかなくつま)こそこそい 云ふを案ふるに、日本記の歌と此の歌尤も古記になきに わかなくつま)こそこそい 云ふを楽ふるに、日本記の歌と地へりのないまない。 は、京本で表、方は、京本で表、方は、京本で表、方は、古記に重ねなきに やすくはたふれ であるのよ。「古歌抄に云。雄朝豆万稚子宿祢天皇代であるくつまり、「一説」といる。「いる。」といる。「いる。」といる。「いるる。「いる。」といる。「いるるいる。」といる。「いるるいる。」といる。「いるるいる。」といる。「いるるいる。」といる。「いるるいる。」といる。「いるるいる。」といる。「いるるいるいる。」といる。「いるるいる。」といる。「いるるいるいる。」といる。「いるいるいる。」といる。「いるいるいる。」といる。「いるるいるいるいる。」といる。「いるるいるいる。」といるいる。「いるいるい	原文
÷	
六 九 七 八	
Л	

二、問題の所在

についての意識まで探れる可能性があるのであるが、『琴歌譜』伝に対する意識、延いては平安時代前期の大歌所の「歌と所伝」とながら歌と当該の所伝の結びつきを否定して別の所伝を記してしながら歌と当該の所伝の結びつきを否定して別の所伝を記してしながら歌と当該の所伝を記しているものや、『古事記』の所伝を記しているものや、『古事記』の所伝を記所伝部は全ての歌ではなく特定の歌にのみ附されていること、所伝部は全ての歌ではなく特定の歌にのみ附されていること、

等と一蹴してしまっていた。

象は わかるのである(これらのことについての詳細は、 歌と所伝の結びつきを深く考究しようとする姿勢があったことが すでに当時の大歌所には 異なる也」、「此縁記正説に似たり」と記されているのを見ると があり、それは平安時代前期の大歌所に歌と所伝の結びつきは唯 ②の関係は狭義の物語歌と歌謡物語の関係のようである。この現 れを組み込んだ歌謡物語の関係であるのに対して、同歌と所伝部 である。『琴歌譜』一三番歌と所伝部①はさながら独立歌謡とそ るプロセスが必要になるのに対して、所伝部②のもとでの解釈に その歌謡物語の中で解釈する)と歌と所伝を不自然に摺り合わせ 同じ。)と、全く内容の異なる別の所伝部②が記されているが ほぼ同一の歌)には、『古事記』の要約である所伝部① はその必要がない。歌と所伝の組み合わせに全く齟齬がないため 所伝部①のもとで解釈しようとする(=『古事記』 一〇三番歌を の番号は前掲「『琴歌譜』歌・所伝部一覧表」に対応する。 の所伝部について具体的に論じた拙稿をご参照いただきたい)。 番歌に附された二種類の所伝の末尾にそれぞれ「此の縁記と歌 .様である。これら以外にも『琴歌譜』には複数の所伝を記す歌 しかし、例えば『琴歌譜』一三番歌 このような事実を前にしたとき、上代から平安時代前期の歌謡 二のものでないとする発想があったことを意味する。加えて 『琴歌譜』一番歌とそれに附随する二つの所伝部についても (近代以降の歌謡研究者が課題とする (『古事記』一〇三番 両歌とそれぞ (所伝部 以下 歌と

> ることができない。 関係を真正面から研究対象とすることを私たちはもはや避けて通と所伝の結びつきを考える上で『琴歌譜』記載の歌と所伝部との

識を探り、以下のとおりの結論を提示した。 そこで私は前稿において『琴歌譜』所伝部の記述原則、記述意

①『琴歌譜』は『日本書紀』、『古事記』のみに見える歌二首を掲載しているが、それらの歌に『古事記』のみに見える歌三首を掲載しているが、それらの歌に首、

(密) 『琴歌譜』所載歌のうち『日本書紀』の所伝(=『琴歌譜』所伝部)『琴歌譜』に記された『日本書紀』の所伝(=『琴歌譜』は『日本書紀』の所伝のみを掲載し、『古事記』の当該所伝には触れない。 『野歌譜』所載歌のうち『日本書紀』に同一歌があるものは

云」「一云」としてツキの所伝を記す。
③ 『琴歌譜』は所伝部①に「古事記云」として古事記の要約を記す。
『琴歌譜』所載歌のうち『古事記」にのみ同一歌がある場合、

れていると考えられる。と所伝の結びつきに対する強い関心、検証的態度をもって記述さり」という表現に象徴されるように、『琴歌譜』の所伝部は、歌り」という表現に象徴されるように、『琴歌譜』の所伝部に似た

た歌は、『日本書紀』、『古事記』に見える歌以外にも三首ある。私は前稿を締めくくるにあたり、「『琴歌譜』に所伝部が附され

歌譜 **書紀』、『古事記』に見える歌以外」の三首のうち一二番歌を取り** ある結論には到達していない。いずれ稿を改めて論じたい。」と も統一的な説明がなされるべきであるが、現在のところ説得力の 自らに宿題を課した。本稿ではその宿題の中から、まず「『日本 本来ならば、これらの歌と所伝部との関係について、また、『琴 上げて、歌と所伝部との関係を探ってみたい。 所載歌の多くを占める所伝部をもたない歌の特性について

、本文

原文『琴歌譜』一二番歌、 同所伝部

正月元日余美歌

(歌詞)

良可須美可保之支阿利可保之支久尓波阿伎豆之万也万止蘓良美豆夜万止乃久尓波可无可良可阿利可保之支久尓可

所伝部

懷倭国之宮斯乃述眷恋之情作懷旧之歌 卷向日代宮 御宇大帯日天皇久御坐於日向国厭辺夷之処

正月元日余美歌

(歌詞)

そらみつ やまとのくには くにからか すみかほしき ありかほしきくには かむからか

ありかほしき

(所伝部)

つしまやまと

巻向の日代宮

御宇しし大帯日天皇、久しく日向国に御

ち眷恋の情を述べ懐旧の歌を作りたまふ。 坐して、辺夷の処を厭ひ倭の国を懐ほしたまひ、

四 先行研究

りである。 『琴歌譜』 二番歌所伝部についての主な先行研究は以下の通

ア、木本通房 一九四二年

かせられた時、大和を偲び給うての御製で、 は日本全体ではなくて狭く大和地方を指すのである。 ぬび歌」の部類に属すべきものである。されば右の「大和-琴歌譜によれば、景行天皇が熊襲御征伐に日向国におもむ いはゆる「国し

く 武田祐吉 一九五六年

八

この歌の由来に、景行天皇の望郷の歌とするは、適切でない。宮廷に仕える有識者の頌歌であるようだ。内容も堂々とい。宮廷に仕える有識者の頌歌であるようだ。内容も堂々とい。宮廷に仕える有識者の頌歌であるようだ。内容も堂々とい。宮廷に仕える有識者の頌歌であるようだ。内容も堂々とい。宮廷に仕える有識者の頌歌であるようだ。内容も堂々といっているようにもある。しかし元日の行事には、ふさわしいっているようにもある。しかし元日の行事には、ふさわしいっているようにもある。しかし元日の行事には、ふさわしいまで連体形と、この歌あたりから来ているのだろう。(中略)日向国は、この歌あたりから来ているのだろう。(中略)日向国は、この歌あたりから来ているのだろう。(中略)日向国とムカノクニ。景行天皇が日前の国に行幸されたことは、日本書紀に見える。

ウ、賀古明 一九五六年

愛しきよし 我家の方ゆ 雲居立ち来も (紀21)

『琴歌譜』一二番歌・所伝部考

倭は 国のまほらま 畳づく 青垣 山籠れる倭し美し

命の 全けむ人は 畳薦

に挿せこの子

(紀 23

平群の山の

白橿が枝を

である。

工、小西甚一 一九五七年

で、慶歌に転用したことは、本当らしい。 地の歌だとあるが、もちろん事実かどうかわからない。しか郷の歌だとあるが、もちろん事実かどうかわからない。しかまの歌でなかったのを、歌詞がめでたいのし、もともと正月の慶歌でなかったのを、歌詞がめでたいの。

才、高木市之助 一九六七年

のであることは、推測出来るものである。 をほめることになつてをり、元旦の慶祝の歌に使用されたもをほめることになつてをり、元旦の慶祝の歌に使用されたも 景行天皇が、日向の国にあつて大和国をしのんで歌はれた

カ、島田晴子 一九七三年

帯日天皇」には、「子」が脱字している。 作者と伝える「大皇の望郷の歌とするのは適切でないとしながらも、元日の行皇の望郷の歌とするのは適切でないとしながらも、元日の行皇の望郷の歌とするのは適切でないとしながらも、元日の行皇の望郷の歌と記紀にも載せていないが、詞章は記紀・万葉によ

キ、神野富一 一九九七年

いうほどの知識が、従前の歌句を取り合わせて作成した大和 けっている。と
古、大和讃歌をうたったのは日向での景行天皇であった、と
になる。縁記は本歌の古さと由緒正しさを主張している。し
かしこの際はそれを額面どおり受け取るにはあたるまい。
しっるはし」などの「思邦歌」と同じ作歌事情であること
になる。縁記は本歌の古さと由緒正しさを主張している。し
のしこの際はそれを額面とおり受け取るにはあたるまい。
と言いた。
しっること

ろう。 繁歌である本歌に結び付けられて縁記となる、この程度の柔

ク、神野富一 一九九八年

本歌は、それ以前の諸歌の表現を借りて、節会用に、比較的本歌は、それ以前の諸歌の表現を借りて、節行紀一七年の条に、景行天皇が日向で「野中の大石に陟りまして、京都を見るが、そこに本歌はみえない。前記のように本歌の制作は比較的新しいと考えられるが、大和讃めの内容であることが、景行天皇の伝承を引き寄せ、縁記とされたか。歌詞も縁古の作らしく思われる。

ケ、神野富一 二〇一二年

のかもしれないが、後付けの感は免れない。とされ、歌の現場でもそうした由緒のものとして受容された縁記には景行天皇が日向の国で故郷大和を偲んで作った歌

五 歌と所伝部の独自性

も両書にないのは当然である。 番歌そのものが 記』、『日本書紀』に歌が見えないのであるから、それに伴う所伝 とも現存する上代資料には見えないのであるが、所伝以前に一二 天皇に関する伝承を所収している古代古典に全くみあたらない。 《前節ウ》と述べるように、『琴歌譜』 一二番歌の所伝部は少なく 賀古明が 「古事記、日本書紀、 『琴歌譜』以外の文献には見いだせない。『古事 諸風土記、 高橋氏文などの景行

嗚武羅の岳に

猪鹿伏すと

そのほとんどの表現が『万葉集』や『続日本紀』に見いだされる 無関係かといえばそうではない。まず歌詞を見ると、以下の通り 続く表現として近似のものである。 示した。点線 のである。該当する表現に傍線を附し〇一の記号で対応関係を しかし、歌詞も所伝も完全に現存の上代の文献に見える表現と (用例カ)は同一語句ではないが◎ありかほしきに

『琴歌譜』一二番歌

④そらみつ やまとのくには ®くにからか すみかほしき Bかむからか ©ありかほしきくには ©ありかほ

ア、み吉野の 我が大君の猪の小室が岳にい 猪鹿待つと 猪鹿伏すと 呉床に坐し 誰^たれ 坐し 白栲の 大前に奏す 袖きや

®あきつしまやまと

イ 、 を ま と の 伊麻志 麻袁須 蘇良美都 延斯怒能 着そなふ 曽能阿牟袁 名に負はむと 斯漏多閇能 夜須美斯志 手態に 夜麻登能久爾袁 袁牟漏賀多気爾 志斯布須登 阿岐豆波夜具比 収扱き着き 蘇弖岐蘇那布 多古牟良爾 倒 そ ら み つ 和賀淤富岐美能 阿岐豆志麻登布】(『古事記』九七 其の蛆を 倭の国を 加久能碁登 斯志麻都登 多礼曽 を 蜻蛉島とふ【美蜻蛉早咋ひ 斯く 那爾淤波牟登 意富麻弊爾 阿牟加岐都 阿具良爾

枳都 西麼 注略 枳瀰簸 符須登 符 曽能阿武嗚 施都魔枳能 佐謂麻都登 拖例柯挙能居登 儺我柯陀 賊拠嗚枳舸斯題 播於柯武 婀枳豆波野俱譬 阿娯羅儞陀陀伺 倭我陀陀西麼 飫哀磨陛儞麻嗚須 拖磨磨枳能 婀 大君にまつらふ 汝が形は置か 手腓に 虻かきつきつ その 岐豆 斯麻野麻登 陀俱符羅爾 波賦武志謀 斯斯磨都 阿娯羅儞陀陀伺 (割注略) 登 阿武柯枳都 飫裒枳瀰儞 倭我伊麻

泊瀬朝倉宮御宇天皇代 [大泊瀬稚武天皇

(『日本書紀』

七五番歌

美み 師吉名倍手に 名告紗根 名告紗根 のらきね 単元 きょくしゅ 與』

小をもなをも (『万葉集』 巻 一 ・ 番 歌

高市岡本宮御宇天皇代

[息長足

日

I廣額

天皇

山≢ e D蜻嶋 の見乎為者

養老七年癸亥夏五月幸于芳野離宮時笠朝臣金村作歌 首 弁

語之はなる。 ・ ないやのぎのきになった。 ・ ないやのぎのきになった。 ・ ないやのぎのきになった。 ・ ないやのぎのきになった。 ・ はいやのきのきになった。 ・ はいやのきのきになった。 ・ はいやのきのきになった。 ・ はいかのはない。 ・ はいやのはいかのは、 ・ はいやのはいかのは、 ・ はいかのは、 ・ はいのは、 見欲将有 清なさやけみ

. 九〇七 香歌

型)因て御製歌に曰はく、「魚+®そらみて 群臣を内裏に宴す。皇 太子、親ら五節* だ古里乃 荒樂苦惜哭(『万葉集』巻六・一 〇五九番 敷き

> 未可良 し貴くあるら Ŧi. 斯 • 天平一五年五月五日条。 多布 しこ 度久安流羅之 の 舞見る ñ ば 蘇良 許能末比美例波】」 美都 「続日本紀』 二番歌 夜麻止 乃久尓波 (『続日本

る愛に であ する 緊迫した場面である。 正太上天皇や橘諸兄に認めさせるという、 異例の女性皇太子を、 上天皇に貢ったのを受けた御製で、 女性皇太子阿倍内親王(後の孝謙・称徳天皇)に舞わせて元正太 仁宮の内裏で行われた宴で、天武天皇創始の 仁京を詠んだ歌である。 次いで配 かれる歌、 呼ぶ地名起源譚 「蜻蛉乃宮」) 7 Ď, 尊く思われる。この五節の舞を見ると、一 舌 ĺ ウは雄略天皇の大和 と歌う。 雄略 物語部 事記 列される歌である。 天皇が 工は舒明天皇の大和望国の歌として『万葉集』でウに 藤 0) 呼であ もほ 源原氏 行幸時の笠金村の歌、 歌 吉 ぼ る。 謡 の血を引く皇統を強引に維持すべく立てた 刃の阿岐豆野の阿岐豆野の 聖武天皇 物語 同じであるが、 キは天平一五 イは 三国支配の歌として『万葉集』の巻頭に置 中 T T オは元正天皇の吉野離宮 'n 歌。 (母は藤原宮子) 五に行 本書紀』に記載されたアの類歌 「大和の国は神 歌 地名起源譚にはなっ 前の 幸 (七四三) カは田辺福麻呂 皇統にとって重要か 通り我が国を蜻蛉島 御み 伝承を持 ぶ傷したときの 層深くそう思われ 年五月五 が群臣の前で元 菌 であるゆえ 0 (歌 五節舞を が廃都恭 いの中で T 御

は

13

(T) 類型として掲げたカを除くと、 「ありかほしき いずれも、 すみかほ じき」 我が国の統治 の対句的 や呼

「A+Bそらみつ大和の国は神

こから

現

を舞ひたまふ。

审

して、少なくとも宮廷で歌にかかわる人々の 御製であり、『琴歌譜』一二番歌の各句は天皇統治を歌う表現と の二首の伝承歌、天平時代の皇位継承にかかわる重要な儀式での 称にかかわる歌謡物語、 には周知のものとなっていたはずである。 天皇の支配・統治にかかわる万葉集冒 間で奈良時代末まで 韻

ともに伝承した歌を『琴歌譜』 新しく制作されたもの ている。つまり、 まり『琴歌譜』一二番歌の成立を七四三年以前と見る)も出され 歌譜の正月元日の余美歌を踏まえた作らしい。」とする見解 たと考えるのが自然ではないか。それが伝承されて文字化された 記』、『日本書紀』、『万葉集』、『続日本紀』に見えるような天皇統 られる 神野富一は「それ以前の諸歌の表現を借りて、節会用に、比較的 九、二〇、二一番歌)と違いはない。 したのであり、その意味では、『古事記』、『日本書紀』が物語と 治にかかる奈良時代の言語環境の中で、この歌もまた生まれてき 「比較的新しく制作されたもの」、「擬古の作」ではなく、『古事 武田祐吉は「時代がやや降っているようにもある」 『琴歌譜』一二番歌なのである。『続日本紀』二番歌は「琴 (中略) 擬古の作らしく思われる」(前節ク) と述べるが 奈良時代から伝承のある歌を『琴歌譜』 (中略)本歌の制作は比較的新しいと考え が記録した五首(一、一三、一 (前節イ)、 が記録 (2)

をなしたことは次の通り『日本書紀』に見える。

に示したとおり、『琴歌譜』のうち所伝部を伴っているのは一、 二、一二、一三、一六、一九、二〇、二一番歌の八首のみであ では所伝部についてはどうか。「『琴歌譜』 歌・ 所伝部一覧表

> ものが記されたと考えるのが妥当である。 を附したとは考えられない。所伝部は歌とともに伝承されてきた は所伝とともに伝承されていない歌に新たに創作してまで所伝部 お る。 て所伝部が必須のものでないことは明らかである。 所伝部を持たない歌の方が多いことを見ても、 『琴歌譜』に 一琴歌

ク) も述べているように、景行天皇日向行幸のことやそこで御 はそれを所伝部に記したと考えられる。 初から当然直接両書に見えない所伝とともに伝承され、 のであるから、『古事記』、『日本書紀』に見えない一二番歌は当 の物語部と歌の結びつきについて『琴歌譜』は否定的であるが える歌はすべてそれらの物語部を所伝部に記している(『古事記 ただ、武田祐吉(前節イ)、賀古明 所伝部を持つ歌は八首であるが、『古事記』、『日本書紀』に見 (前節ウ)、 神野富 (前節

では、国のまほらま、量づっ、できないではく、に勝りまして、京都を憶ひたまひて、歌して曰はく、に勝りまして、京都を憶ひたまひて、歌して曰はく、でいまして、京都を憶ひたまひて、歌して曰はく、では、国のまに、野中 ふ。故、其の国を号けて日向と曰ふ。是の日に、野中の大石のな。故、其の国を号けて日向と曰ふ。是の日に、野中の大石ではく、「是の国は、直に日出づる方に向けり」とのたまのま。 こことの 東京 を望して、左右に謂り丹裳小野に遊びたまふ。時に 東 を望して、左右に謂り丹裳小野に遊びたまふ。時に 東 を望して、左右に謂り子裳小野に遊びたまふ。時に 東 を望して、左右に謂り子裳小野に遊びためがにして己酉に、子湯県にまし、十七年の春三月の戊戌の訓にして己酉に、子湯県にまし、

倭し麗

『琴歌譜』一二番歌・所伝部考

としても、その他の用字、及び内容からみれば、この縁起は全般

とのたまふ。是を思邦歌と謂ふ。(「景行紀」一七年三月一二とのたまふ。

Н

いことは明白である。が右の『日本書紀』の所伝から出たものでもなければ要約でもなが右の『日本書紀』の所伝から出たものでもなければ要約でもなしかし、左に示す『琴歌譜』一二番歌の所伝部を見ると、これ

の情を述べ懐旧の歌を作りたまふ。して、辺夷の処を厭ひ倭の国を懐ほしたまひ、斯に乃ち眷恋もて、辺夷の処を厭ひ倭の国を懐ほしたまひ、斯に乃ち眷恋

個に一二番歌とともに伝承されて来たものである。 「『琴歌譜』歌・所伝部一覧表」の中で、一、一三、一九、二 『『古事記』、『日本書紀』の伝承を引く場合『古事記』や『日本書紀』の物語部を要約して記すが、この一二番歌の所伝部は『日本書紀』からの引用や要約とは全く違う。景行天皇が日向で京都書紀』からの引用や要約とは全く違う。景行天皇が日向で京都書とはの時代部』)を思って歌ったという要素以外に『子を書記』を書記』を思って歌るという要素以外に『子を書記』を書記』とは別に「一二番歌とともに伝承されて来たものである。

御宇大帯日天皇」の用字が略、古事記の系統に属するものである質古明(前節ウ)は「用字法上から、この縁起の「巻向日代宮

巻向之 檜原丹立流 春霞 欝之思者 名積米八方(『万 葉キッロムペッ ロメロムロヒヒピス はスストサム ホロロヒームローロヒピ タムアムこタヤム 巻七・一〇九二番歌)

巻一〇・一八一三番歌

13 本 嶋食知」(「船木等本記」)等と見えるが、前者の採択元は前田家 も「巻向玉木宮御宇天皇」(「山河奉寄本記」)、「巻向日代官大八 文に「巻向珠城宮御宇天皇」(「吾縵郷」)、『住吉大社神代記』 語拾遺』に「巻向玉城朝」 す表記として「巻向」を使うのは大同二(八〇七)年撰上の のように集中では地名として用いられており、 「纒向日代朝」と記される) ても奈良時代説から平安時代中期説まで幅があり、 『釈日本紀』であって鎌倉時代を遡らず、 (垂仁朝) とある (ただし、 のが早い。なお、『尾張国風土記』逸 後者の成立時期につ 宮のある場所を示 景行朝は

に先行する資料とは確定できない。

譜』成立以前のいかなる現存文献にも依らないのである。 つまり、『琴歌譜』一二番歌所伝部は、用字、内容とも『琴歌

六、まとめ

以下の通りと結論づける。 以上の考察から、『琴歌譜』一二番歌の歌と所伝部との関係は

良時代の言語環境の中で生まれてきたものと考えられる。い時代に儀式用に創作されたものではなく、天皇統治にかかる奈『琴歌譜』一二番歌はそれ以前の現存文献に見えないが、新し

し、歌とともに伝承されて来たものと考えるべきである。関係も認められない。一二番歌の所伝は現存文献とは別個に成立所伝部の用字・内容とも現存のいかなる文献からの統一的な引用一二番歌も所伝とともに伝承されて来たものと考えられるが、

凡例)

書店(一九八三年、第二七刷)による。 甚一校注『日本古典文学大系3 古代歌謡集』一九五七年、岩波・『古事記』、『日本書紀』、『琴歌譜』の歌謡番号は土橋寛・小西

まま用いる)。用いる(『万葉集』の引用については使用テキストの字体をその用いる(『万葉集』の引用については使用テキストの字体をその・漢字は引用であると否とを問わず原則として現在通行の字体を

年のみを記す。 行年、版(刷)を示す。初版(初刷)本を用いた場合はその発行行年、版(刷)を示す。初版(初刷)本を用いた場合はその発行は、初版(初刷)の発行年のほか()内に当該版(刷)の発・文献の引用や参照に際して初版(初刷)本以外を用いた場合

じて歌詞の校訂本文表記を【 】で括って示す。 ・『古事記』、『日本書紀』、『続日本紀』歌謡については必要に応

・客観的な記述を担保するため、研究者名の敬称を省く。じて歌詞の校訂本文表記を 【 】で括って示す。

(使用テキスト等

書紀』 拾遺』一九八五年、 OM版』二〇〇一年、 (一九九二年、 中卓著作集7 同 館(二〇〇三年、第一版第三刷)、同 ·訳『新編日本古典文学全集2 日本書紀①』一九九四年、小学 土記』一九九七年、小学館 (二〇〇六年、第一版第五刷)、『日本 刷)、「風土記」植垣節也校注・訳『新編日本古典文学全集5 集1 古事記』一九九七年、小学館(二〇〇一年、第一 『古事記』山口佳紀・神野志隆光校注・訳『新編日本古典文学全 (二〇〇二年、 一 小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注 再版)、『万葉集』木下正俊校訂『万葉集 CD-R 住吉大社神代記の研究』一九八五年、 第一版第四刷)、『住吉大社神代記』田中卓『田 岩波書店、 塙書房、 『古語拾遺』西宮一民校注 『続日本紀』青木和夫・稲岡耕二 同 3 同②』一九九六年、 国書刊行会 版第四

〜四六号 一九九六年三月〜一九九九年三月)も参照し参考にし・福原佐知子「琴歌譜注釈稿(一)〜(四)」(『甲南国文』第四三場合、注(3)(21)掲示書及び神野富一・武部智子・田中裕恵年、古典保存会)により藤原が翻刻。翻刻にあたって疑義のある二』一九九○年、岩波書店、『琴歌譜』影印(『琴歌譜』一九二七・笹山晴生・白藤礼幸校注『新日本古典文学大系13 続日本紀・笹山晴生・白藤礼幸校注『新日本古典文学大系13 続日本紀

.

訓読は藤原による。

- (1) 神野富一『ヨム・ウタフ・琴歌 万葉歌古代歌謡論攷』(1) 神野富一『ヨム・ウタフ・琴歌 万葉歌古代歌謡論攷
- 仁年間」とする。 古歌謡集』一九七八年、思文閣出版。なお、初出では「弘古歌謡集』一九七八年、思文閣出版。なお、初出では「弘古歌謡集」一九八八年、塙書房。初出は『陽明叢書国書篇第八輯 古楽(2) 土橋寛『古代歌謡の生態と構造 土橋寛論文集 中』一
- 「都の音色―京洛音楽文化の歴史展―」図録)、二〇〇二年五月一二日、京都文化博物館に於いて行われた特別展色―京洛音楽文化の歴史展―』(二〇〇二年四月六日~同(3) 京都文化博物館学芸第二課植山茂・鈴木忠司編『都の音

- 執筆は植山茂)による。年、京都文化博物館、一四三頁「琴歌譜」項目(当該部分年、京都文化博物館、一四三頁「琴歌譜」項目(当該部分
- は絶対に無い」とする。 一月。なお、同論文は「上限は平安の極く初期を出ること『帝塚山学院短期大学研究年報』第七号、一九五九年一

 $\widehat{4}$

- 、)。 『季刊文学・語学』第五○号、一九六八年一二月、原題同《多) 賀古明『琴歌譜新論』一九八五年、風間書房。初出は
- (6) 『芸文』第拾六年第壱号、一九二五年一月一日
- 不明。 「縁記」の「記」が脱落したものか本来「縁」であるのか(7) 二一番歌の所伝部に「茲良宜歌縁」とあるが、これは
- (8) 『京都語文』第三一号、二〇二四年二月。
- 院、一六九頁
 (9) 木本通房『上代歌謡詳解』一九四二年、東京武蔵野書
- 八○頁 (10) 武田祐吉『記紀歌謡集全講』一九五六年、明治書院、三
- 九五六年六月、原題同じ)。年、風間書房。初出は『国学院雑誌』第五七巻第三号、一年、風間書房。初出は『国学院雑誌』第五七巻第三号、一(1)賀古明「琴歌譜の有縁起歌」(『琴歌譜新論』一九八五
- 第五七号、二〇〇二年一二月。)と歌謡』二〇〇七年、おうふう。初出は『同志社国文学』(2) ①拙稿「『琴歌譜』一番歌と縁記」(拙著『古代宮廷儀礼

- 能性』(古代文学と隣接諸学 10)二〇一八年、竹林舎)二〇二一年、和泉書院。初出は瀬間正之編『「記紀」の可②拙稿「古事記歌謡論」(拙著『上代歌謡と儀礼の表現」
- 二二八号、二〇二〇年四月)
 ③拙稿「『琴歌譜』一三番歌と縁記」(『文学・語学』第
- 二〇二一年、和泉書院) (拙著『上代歌謡と儀礼の表現』
- (『歌謡─研究と資料─』第一五号、二○二二年一一月)⑤拙稿「独立歌謡の出自─宮廷歌謡転用の可能性─」

13

出版。 を「ハナレ」と表現する。 さまざまな程度があるのである。」という説明に倣い、歌 するところなく合致しているというツキの極に至るまで、 いては、まったく一致しないというハナレの極から間然と 現象は全く存在しないかごく僅かであるが、歌謡物語にお とである。他のジャンルの場合、〈ウタ〉の意味・内容と 文(物語部分)との結合の緊密度に程度の差が存在するこ 物語と異なるきわだった特徴がある。それは、歌謡と地の りの仕組み』一九九五年、有精堂出版。初出は有精堂編集 〈モノガタリ〉部分との間に、一致を欠くというハナレの 都倉義孝「「歌謡物語」論」(同『古事記 『時代別日本文学史事典 上代編』一九八七年、有精堂 原題 (所伝)の一致した状態を「ツキ」、不一致の状態 「歌謡物語」)の「歌謡物語には、歌語り・歌 古代王権の語

(14) 同右

- (15) 原本の発見されていない文献の場合は、諸写本を校合した文字列を「校訂本文」として掲げるのが一般的であるので「校訂」作業そのものが不可能であって、当該写あるので「校訂」作業そのものが不可能であって、当該写本の文字列を翻刻して掲げるしかない。ここで「原文」とかう表現を用いたのは「訓読文」に対して(写本の)「原文」という謂である。
- 院、一六七~一六八頁院、一九四二年、東京武蔵野書(17) 木本通房『上代歌謡詳解』一九四二年、東京武蔵野書
- 七八頁。 七八頁。

三

- 一九五六年六月、原題同じ) 五年、風間書房。初出は『国学院雑誌』第五七巻第三号、「19) 賀古明「琴歌譜の有縁起歌」(同『琴歌譜新論』一九八
- (江)、高木市と肋『日本古典選 上弋承謡集』 一九六七年、明 小西甚一)(一九八三年、初版第二七刷) 集』 一九五七年、岩波書店、四六八頁頭注(当該部分担当(2) 土橋寛・小西甚一校注『日本古典文学大系3 古代歌謡
- 日新聞社、三四一~三四二頁頭注(一九七七年、新装初(21) 高木市之助『日本古典選 上代歌謡集』一九六七年、朝

- 一六号、一九七三年七月、原題同じ。) 二一年、私家版。初出は『学習院大学国語国文学会誌』第(22) 島田晴子「琴歌譜の縁記について」(『琴歌譜から』二〇
- 同じ)(3)神野富一「琴歌譜「余美歌」考」(注(1)前掲書)。初(3)神野富一「琴歌譜「余美歌」考」(注(1)前掲書)。初
- 二〇一二年、和泉書院、原題同じ)―」(注(1)前掲書。初出は『万葉語文研究』第八集、(25) 神野富一「琴歌譜歌謡の構成―「大歌の部」について
- 寛)。 (26) 注(20) 前掲書、二一六頁頭注(当該部分担当は)土橋
- (27) 詳細は拙稿「『続日本紀』三番歌における「この豊御四年四月。原題「『続日本紀』三番歌における「この豊御四年四月。原題「『続日本紀』三番歌における「この豊御酒を厳献る」(拙著『古代宮廷儀礼と歌謡』二〇〇七年、おるが、詳細は拙稿「『続日本紀』三番歌における「この豊御酒
- 九八五年、岩波書店、一五九~一六四頁の考証により大同(29) 大同元年とする写本もあるが、西宮一民『古語拾遺』一

二年とする。

(3) 『住吉大社神代記』成立時期に関する主な説は以下の通

りである。

①西宮一民「現存本は、仮名遣からみると、天暦時代 ①西宮一民「現存本は、仮名遣からみると、天暦時代 ①大五六)を過ぎてから、長保時代〈九九九~ 一○○三〉以前、すなわち平安朝前期の終りから中期の 始めにかけて「書かれた」ものである」(「住吉大社神代 起の仮名遣」(西宮一民『日本上代の文章と表記』一九 記の仮名遣」(西宮一民『日本上代の文章と表記』一九 記の仮名遣」(西宮一民『日本上代の文章と表記』一九 記の仮名遣」(西宮一民『日本上代の文章と表記』一九 記の仮名遣」(西宮一民『日本上代の文章と表記』一九 について」(坂本太郎『日本古代史叢考』一九八 代記』について」(坂本太郎『日本古代史叢考』一九八 代記』について」(坂本太郎『日本古代史叢考』一九七 代記』について」(坂本太郎『日本古代史叢考』一九七 で記』について」(坂本太郎『日本古代史叢考』一九七 で記』について」(坂本太郎『日本古代史叢考』一九七 で記』について」(坂本太郎『日本古代史叢考』一九七

九八五年、国書刊行会(一九九二年再版))(田中卓『田中卓著作集7 住吉大社神代記の研究』一書〈甲本〉を《書写》した」(「再考・住吉大社神代記」通)が撰述され(中略)延暦八年(七八九)(中略)本通)が撰述され(中略)延暦八年(七八九)(中略)本通)が撰述され(中略)延暦八年(七八九)(中略)本

二年一二月

(ふじわら・たかかず 本学教授)